

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三春町長 坂本 浩之

市町村名 (市町村コード)	三春町 (07521)
地域名 (地域内農業集落名)	七草木地区 (七草木)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月4日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、水稻が主たる作物で畑作は自家消費の野菜栽培のみである。専業農家はなく認定農業者もいない。水稻耕作者の90%余りが60代と70代で、苗づくりなど作業の一部を他地区の農家に委託している耕作者が大半で、水稻全作業を自家で行っている耕作者は2戸である。農地の管理状況は、七草木集落協定と地域資源保全会取組みにより農地は維持管理されているが、取組み外の農地は手入れされず荒廃している。担い手となる農家がないので、今後は、現在の維持管理の状況を継続していく在り方を地区内で検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区の主要作物は水稻である。現状の状況を維持管理していく担い手がないので、農業を担う者がいる農家を主体として地区内で維持管理できる体制の整備を図ることに努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	74.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	74.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、地域内で保全及び管理に努める。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地区内で農業を担う者がいる農家に集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業委員、農地利用最適化推進委員と調整し、所有者の貸付意向に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
七草木水利組合などの連携により用排水路の適切な維持管理に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業普及所や町、JAと連携しながら適宜進めていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地区内で効果が期待できるサービスは有効利用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--